

## 条 例

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十五号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第六条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、退職の事由が解職、傷病(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。)又は死亡によらず、その者の都合によるものであるときのその者に対する退職手当の基本額は、職員の退職手当に関する条例第三条第三項の規定を適用して計算した額とする。

3 特別職の秘書が退職し、引き続き国家公務員又は一般職の職員になつたときは、前二項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当は支給しない。

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(以下この項及び次

項において「特別職給与等条例」という。）第三条第一項の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の特別職給与等条例（次項において「改正後の特別職給与等条例」という。）及び第三条の規定による改正後の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別職給与等条例及び第三条の規定による改正前の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。